

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の共通施設としての放射性廃棄物の廃棄施設に係る設置変更許可申請に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年1月27日（木）16時30分～17時40分
3. 場所：原子力規制庁10階南会議室  
※ 本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者：  
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門  
藤森安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、島村主任安全審査官、上野管理官補佐、井上技術研究調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

バックエンド技術部 技術主席 他4名

保安管理部 マネージャー 他1名

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室

マネージャー 他1名

5. 議事要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、資料1から資料5に基づき、原子力科学研究所の原子炉施設（放射性廃棄物の廃棄施設等）の設置変更許可申請について、説明があった。

○原子力規制庁より、以下の点を伝えた。

- ・本変更に伴い使用を停止し、第2廃棄物処理棟に残置する設備について、設備ごとに不要となる安全機能を示すとともに、設計及び工事の計画の認可申請の段階における変更の方針を示すこと。
- ・試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「許可基準規則」という。）第23条（保管廃棄施設）への適合性について、放射性廃棄物の廃棄施設等全体の固体廃棄物の年間受入れ量に、本変更に伴う受入れ量の増加を考慮しても、保管廃棄施設の保管容量が十分確保されていることを示すこと。
- ・許可基準規則第25条（放射線からの放射線業務従事者の防護）第1項への適合性については、第3廃棄物処理棟の一部である機器室Aの遮蔽設計区分への影響のみならず第3廃棄物処理棟全体の遮蔽設計区分への影響について示すこと。

○原子力機構から、了解した旨の返答があった。

6. 配布資料

資料1 論点管理表\_1.

資料2 論点管理表\_2.

資料3 論点管理表\_3.

資料4 論点管理表\_5.

資料5 審査会合 論点管理表（放射性廃棄物処理場）